

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 都市計画課
委託業務番号	平成29年度 長都計第1号
委託業務名称	高月駅乗車券類簡易委託発売等業務
委託業務場所	長浜市高月町(JR高月駅)
業務の概要	JR高月駅における乗車券類の発売を委託。
履行期間	平成29年4月1日 から 平成30年3月31日
契約年月日	平成29年4月1日
契約額(税込)	10,808,640円
契約の相手方	[所在地又は住所] 兵庫県尼崎市潮江1丁目1番60号 [商号又は名称] 株式会社JR西日本交通サービス
契約相手方の選定理由	高月駅については、駅舎改築時に、マルス端末を導入し、ICOCAの発売や特別企画乗車券(ジパング倶楽部、青春18きっぷ)の発売などにより地域住民の利便性向上を図ってきた。(他の簡易委託駅ではICOCAの発売や特別乗車券は発売できない。)マルス端末についてはJR西日本が一定の技能を有すると認めた者で駅業務に専任できる者を配置する必要があり、株式会社ジェイアール西日本交通サービスは、JRが直接委託する業務委託駅など多数のJR駅の運営業務について、JRから直接委託を受けて業務を行っている事業者であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>